

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 個人情報開示請求

令和4年4月20日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「旧条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「令和〇年度に私が請求した〇〇の用水路及び桜の占用許可に関する経緯経過が分かる書類 農林水産部阿南 生産基盤課」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

令和4年5月6日、実施機関は、本件請求のうち農林水産部阿南が所管するものについて「当該公文書は令和〇年度に作成された1年保存の公文書であるため、令和〇年度に廃棄済みであり、現在保有していない。」として、旧条例第20条第3項の規定により個人情報開示請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和4年5月10日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

令和6年4月10日、実施機関は、旧条例第42条及び徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（令和5年徳島県条例第16条）附則第7項の規定に基づき、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

「県の枉法行為を確認した為。」と記載されている。

### 2 審査請求の理由

「県はある書類をインペイした。〇年前に担当してた主査が担当し、今日も確認した中で、請求したものであり出せ。」と記載されている。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件決定の理由については次のとおりである。

本件請求において、審査請求人が請求した「R○年度に私が請求した○○の用水路及び桜の占用許可に関する経緯経過がわかる書類 農林水産部<阿南> 生産基盤課」とは、令和○年度において、審査請求人本人が、南部総合県民局農林水産部<阿南>に対し、○○の用水路及び桜の占用許可に関連して行った、公文書公開請求及び個人情報開示請求を受けて、農林水産部阿南が作成又は取得した個人情報等であると解釈した。

しかしながら、公文書公開等に関する書類については、徳島県公文書管理規則第6条及び第10条第4項により、保存期間が1年間と規定されており、当該書類は、本件請求があった令和○年○月○日時点で、保存期間を超過し、既に廃棄済みであったことから、農林水産部阿南は、個人情報は不存であるとして、本件処分をおこなった。

また、審査請求書により、審査請求人が「令和○年○月○日に存在を確認した」と主張する個人情報について、当時の農林水産部阿南の担当職員に確認したところ、審査請求人との面会時に、担当職員が審査請求人とのやりとりに関連する手持ち資料として持参していた、生産基盤課が「令和○年○月○日付け 生第○○号 個人情報開示決定通知書」で開示した書類（控え）を本件請求の書類と混同したものと思慮させる。

以上により、実施機関は、旧条例第20条第3項の規定により本件処分を行ったものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る個人情報を保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

#### (1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る個人情報開示請求書及び審査請求書の記述によると、本件請求に係る保有個人情報の内容は、審査請求人が令和○年度に請求した○○の用水路及び桜の占用許可に関する経緯経過が分かる書類に記録された個人情報であると解される。

#### (2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関によると、徳島県公文書管理規則第6条及び第10条第4項により、公文書公開等に関する書類については、保存期間が1年間とされており、当該書類は、本件請求があった令和○年○月○日時点で、保存期間を経過し、既に廃棄済みであったことから個人情報は不存であるとのことである。

イ また、審査請求書により、審査請求人が「令和○年○月○日に存在を確認した」

と主張する個人情報については、審査請求人との面会時に、当時の担当職員が審査請求人とのやりとりに関連する手持ち資料として持参していた、生産基盤課が「令和〇年〇月〇日付け 生第〇〇号 個人情報開示決定通知書」で開示した書類を本件請求の書類と混同したものと思料されるということである。

ウ 当該書類は、保存期間である1年を経過していることから、令和〇年〇月〇日時点で既に廃棄済みであるとの実施機関の説明があることから、当該手持ち資料として持参していた書類と混同したと思料されるとする実施機関の説明に不合理な点はない。

## 2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日                 | 内 容 |
|-----------------------|-----|
| 令和6年4月10日             | 諮問  |
| 同 年4月22日<br>第3部会（第8回） | 審議  |
| 同 年5月21日<br>第3部会（第9回） | 審議  |

### 徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

| 氏 名     | 職 業 等                   | 備 考 |
|---------|-------------------------|-----|
| 遠 藤 理恵子 | 弁護士                     |     |
| 篠 原 靖 典 | 徳島文理大学大学院人間生活学<br>研究科教授 |     |
| 竹 原 大 輔 | 弁護士                     | 部会長 |
| 田 中 里 佳 | 公認会計士、税理士               |     |